

議案第51号

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

職員の特殊勤務手当について、人事院規則の改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合の特殊勤務手当を特例として設けるとともに、現在は職員が従事していない、危険を伴う下水清掃作業に係る特殊勤務手当を廃止するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4)及び(5) (略)</u></p> <p>第6条から第8条まで (略)</p> <p>付 則</p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 (略)</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>(感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)</u></p> <p>3 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当を支給する。この場合</u></p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 清掃作業に従事する職員の特殊勤務手当</u></p> <p><u>(5)及び(6) (略)</u></p> <p><u>(清掃作業に従事する職員の特殊勤務手当)</u></p> <p><u>第6条 清掃作業に従事する職員の特殊勤務手当は、危険を伴う下水清掃作業に従事する職員に支給する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する手当の額は、日額500円とする。</u></p> <p>第7条から第9条まで (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p>

において、第3条の規定は適用しない。

- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき4,000円以内で規則で定める額とする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の付則第3項及び第4項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬) 第18条 特殊勤務手当条例第3条から第6条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。ただし、特殊勤務手当の額を月額で定める業務に従事するパートタイム会計年度任用職員に支給する特殊勤務に係る報酬は、当該業務に従事する者に支給することとされている特殊勤務手当の月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額とする。	(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬) 第18条 特殊勤務手当条例第3条から第7条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。ただし、特殊勤務手当の額を月額で定める業務に従事するパートタイム会計年度任用職員に支給する特殊勤務に係る報酬は、当該業務に従事する者に支給することとされている特殊勤務手当の月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額とする。